

姫島村住宅耐震化総合支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大地震時における木造住宅の倒壊等による被害を軽減するため、耐震診断及び耐震改修工事を行った住宅の所有者等に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、姫島村補助金等交付規則（昭和35年規則第一号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大分県木造住宅耐震診断士

建築士法（昭和25年法律202号）第23条の3の規定により大分県知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、大分県知事の指定する耐震診断講習を受講し、大分県建築物総合防災推進協議会に登録した者をいう。

(2) 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」により行う建築物の耐震性能に関する診断をいう。ただし、第3条（1）に掲げる事業においては、大分県木造住宅耐震診断士が行ったものに限る。

(3) 耐震補強設計

大分県木造住宅耐震診断士が行う建築物の耐震性能を向上させるための補強計画で、その耐震性能を一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」により確かめたものをいう。ただし、村長が認めたものについては、この限りでない。

(4) 耐震改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるものを、1.0以上とするための耐震補強設計に基づき行う改修（減築を含む。）工事をいう。ただし、原則として増築（床面積の増えない改築は除く。）に係る工事は含まないこととする。

(5) 部分耐震改修工事

下記に掲げる工事とする。

ア 段階的耐震改修工事

耐震診断の結果、1階部分（平屋建ての1階部分を含む）の上部構造評点が0.7未満であるものを、以下の基準を満たす耐震補強設計に基づき行う改修工事又は耐震性の向上が期待できるものとして知事が認める改修工事。

a 階段型 第一段階で2階建ての住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上とする改修工事。

b 評点型 第一段階で住宅全体の上部構造評点を0.7以上1.0未満とする改修工事。

イ 耐震シェルター改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満である住宅について、1階の1室の内部に強固な室（面積4.0平方メートル以上）を設けるための工事で、一般社団法人大分県建築士事務所協会が運営する木造住宅耐震改修技術評価委員会の認定を受けたもの又はその他知事が認めたもの。

(6) 工事監理

建築士法（昭和25年法律第61号）第2条第8項に規定する工事監理をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める住宅の所有者等(ただし、国、地方公共団体又はその機関を除く。)とする。

(1) 耐震診断支援事業

- ア 昭和56年5月31日以前に着工された本村の区域内の木造住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。)を含む。)
- イ 構造が次に掲げる工法以外の住宅
 - a 丸太組工法
 - b 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)第3号の規定による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づく認定工法

(2) 耐震改修支援事業

- ア 昭和56年5月31日以前に着工された本村の区域内の木造住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。)を含む。)で、耐震診断の結果、精密診断による(ただし、村長が特に認める場合は一般診断による)評点が1.0未満であるもの。
- イ 構造が次に掲げる工法以外の住宅
 - a 丸太組工法
 - b 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)第3号の規定による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づく認定工法

(3) 部分耐震改修支援事業

- ア 昭和56年5月31日以前に着工された本村の区域内の木造住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。)を含む。)で、耐震診断の結果、精密診断による(ただし、村長が特に認める場合は一般診断による)評点が0.7未満であるもの
- イ 構造が次に掲げる工法以外の住宅
 - a 丸太組工法
 - b 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)第3号の規定による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づく認定工法

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助金の額は、次のとおりとする。

	補助対象経費	補助金の額
耐震診断支援事業	補助対象者が大分県木造住宅耐震診断士の所属する建築士事務所に委託して実施する耐震診断に要する経費	別表第1の区分毎に定める額とし、その額を超える場合は、その額を上限とする。
耐震改修支援事業	補助対象者が施主となって実施する耐震改修工事に要する経費(補助対象者が木造住宅耐震診断士の所属する建築士事務所に委託して実施する耐震補強設計及び補助対象者が施主となって実施する工事監理に要する経費を含む。)	次の(1)に掲げる額に(2)に掲げる額を足したものから、(2)に掲げる額を差し引いた額とする。 (1) 補助金の額 補助対象経費の2/3以内の額とし、80万円(別表第2に定める要件を満たす場合は100万円)を限度額とする。(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。) (2) 所得税特別控除額 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額 (3) 上記に関わらず、部分耐震改修支援事業により補助を受けた住宅にあつては、補助額の合計が80万円(別表第2に定める要件を満たす場合は100万円)を超えない額を限度とする。
部分耐震改修支援事業	補助対象者が施主となって実施する部分耐震改修工事に要する経費(補助対象者が大分県木造住宅耐震診断士の所属する建築士事務所に委託して実施する耐震補強設計及び補助対象者が施主となって実施する工事監理に要する経費を含む。)	次の(1)に掲げる額に(2)に掲げる額を足したものから、(2)に掲げる額を差し引いた額とする。 (1) 補助金の額 補助対象経費の2/3以内の額とし、実施する工事に応じ次に掲げる額を限度額とする。(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。) ア 第2条(5)アの工事にあつては60万円 イ 第2条(5)イの工事にあつては30万円 (2) 所得税特別控除額 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額 (3) 一方の部分耐震改修支援事業により補助を受けた住宅にあつては、上記に関わらず、補助額の合計が80万円(別表第2に定める要件を満たす場合は100万円)を超えない額を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各項に定める書類を提出しなければならない。

(1) 耐震診断支援事業

- ア 姫島村住宅耐震化総合支援事業補助金交付申請書(診断)(様式第1号)
- イ 耐震診断を受けようとする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し
- ウ 耐震診断を受けようとする住宅の位置図
- エ 耐震診断を受けようとする住宅が併用住宅の場合はその概略平面図
- オ その他、村長が必要と認める書類

(2) 耐震改修支援事業

- ア 姫島村住宅耐震化総合支援事業補助金交付申請書(改修)(様式第1号の2)
- イ 耐震改修等(耐震補強設計及び工事監理を含む。以下同じ。)を受けようとする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し
- ウ 耐震改修等を受けようとする住宅の位置図
- エ 耐震改修等を受けようとする住宅が併用住宅の場合はその概略平面図
- オ 診断表の写し
- カ 改修後の構造評点及び総合評価を示す書類
- キ 耐震改修工事等の内容を示す平面図その他の図面
- ク 耐震改修等費用の内訳書(別紙様式1)
- ケ その他、村長が必要と認める書類

(3) 部分耐震改修支援事業

- ア 姫島村住宅耐震化総合支援事業補助金交付申請書(部分改修)(様式第1号の3)
- イ 部分耐震改修等(耐震補強設計及び工事監理を含む。以下同じ。)を受けようとする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し
- ウ 部分耐震改修等を受けようとする住宅の位置図
- エ 部分耐震改修等を受けようとする住宅が併用住宅の場合はその概略平面図
- オ 診断表の写し
- カ 第2条第5号アの工事にあつては改修後の構造評点及び総合評価を示す書類
- キ 第2条第5号イの工事にあつては木造住宅耐震改修工法技術評価委員会の認定書の写し、若しくは知事の認定書の写し
- ク 部分耐震改修工事等の内容を示す平面図その他の図面
- ケ 耐震改修等費用の内訳書(別紙様式1)
- コ その他、村長が必要と認める書類

(補助金の代理受領)

第6条 申請者は、補助金の受領を耐震診断、耐震改修工事及び部分耐震改修工事を実施する事業者に委任することができる。この場合において、申請者は前条の補助金交付申請書に事業実施に係る補助金の代理受領の委任状及び同意書(様式第9号)を添付しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第7条 村長は、第5条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金交付の適否を決定し、姫島村住宅耐震化総合支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)又は姫島村住宅耐震化総合支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその旨を申請者に通知するものとする。また、決定通知書による通知を行う場合において、村長は必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更申請)

第8条 前条の規定により補助金の決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の決定通知を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ姫島村住宅耐震化総合支援事業変更申請書(様式第4号)を提出しなければならない。村長は、本条の申請があったときは、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「姫島村住宅耐震化総合支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)又は姫島村住宅耐震化総合支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)」とあるのは、「姫島村住宅耐震化総合支援事業補助金交付変更通知書(様式第4号の2)(以下「決定変更通知書」という。)」と、「決定通知書」とあるのは、「決定変更通知書」と読み替えるものとする。

(補助事業の取り止め申請)

第9条 補助事業者は、補助事業を取り止めようとするときは、あらかじめ姫島村住宅耐震化総合支援事業取り止め申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(完了報告)

第10条 完了報告は、姫島村住宅耐震化総合支援事業完了報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各項に定める書類を添付し、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月25日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(1) 耐震診断支援事業

ア 診断表の写し

イ 耐震診断に要した費用の領収書の写し(代理受領の場合は請求書の写し)

ウ 耐震診断が適正である旨の通知の写し

エ その他、村長が必要と認める書類

(2) 耐震改修支援事業

ア 耐震改修工事等の実施の内容を示す平面図その他の図書

イ 耐震改修工事等に係る代金の領収書の写し

ウ 耐震改修工事の実施箇所の写真(施行状況及び完了)

エ 耐震補強設計の診断表の写し

オ その他、村長が必要と認める書類

(3) 部分耐震改修支援事業

ア 部分耐震改修工事等の実施の内容を示す平面図その他の図書

イ 部分耐震改修工事等に係る代金の領収書の写し

ウ 部分耐震改修工事の実施箇所の写真（施行状況及び完了）

エ 第2条第5号アの工事にあつては耐震補強設計の診断表の写し

オ 第2条第5号イの工事にあつては木造住宅耐震改修工法技術評価委員会の認定書の写し、若しくは知事の認定書の写し

カ その他、村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 村長は、前条の報告書を受理した場合は、その内容及び耐震改修支援事業又は部分耐震改修支援事業においては現場で工事の完了状況を審査し、適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、姫島村住宅耐震化総合支援事業補助金の額の確定通知書（様式第7号）により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 この補助金は精算払いの方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第13条 補助金の額の確定の通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、姫島村住宅耐震化総合支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第14条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において既に補助金が交付されているときは、村長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により村長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表第 1 (耐震診断)

区 分		補助金の額
I	平屋建てで床面積が 100 m ² 未満であるもの (平面形状に凹凸がない場合に限る)	75,000円
II	床面積の合計が 100 m ² 未満である場合で、区分 I に該当する以外のもの (精密診断法による診断に限る)	90,000円
III	床面積の合計が 100 m ² 以上である場合で、建築当時の図面があるもの (精密診断法による診断に限る)	95,000円
IV	床面積の合計が 100 m ² 以上である場合で、建築当時の図面がないもの (精密診断法による診断に限る)	110,000円

別表第 2 (耐震改修)

次の各号のいずれかに該当する場合
一 床面積の合計が 180 m ² 以上であるもの
二 昭和 34 年 12 月末日までに建築されたもの
三 耐震診断 (精密診断法による診断に限る) の結果、各階の上部構造評点が 0.4 未満と判定されたもの